

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

第1 こども・若者の社会参画・意見反映

1 社会参画や意見表明の機会の充実

- ① こども・若者に係る権利の普及啓発の促進
- ② こども・若者が意見を表明しやすい環境整備
- ③ 審議会等へのこども・若者の委員登用の推進
- ④ 市町における取組促進

▼現状と課題

- こども・若者が意見を表明する権利についての周知強化が必要です。
- こども・若者にとって社会参画や意見表明の機会や場の充実を図るために、オンラインプラットフォーム、アンケート、ワークショップ等様々な手法を活用した、こども・若者の意見聴取を実施することが必要です。
- 審議会等へのこども・若者委員の登用を推進し、施策等へその意見の反映を図る必要があります。
- 市町における意見反映の取組について連携して実施することが重要です。

▼こども・若者の“こえ”

- 小中学生からの意見も吸い上げてそれを国に繋いでいける様な環境を整えてほしい。
- こえのもりプラットフォームのように気軽にアイデアを出し合える場を頻繁に設けてほしい。

▼対応方針

- こども・若者自らが権利の主体であることを広く周知し、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。
- 県として、こども・若者が、安心して意見を述べることができる場や機会を創出し、意見を持つための様々な支援を行い、意見を県の施策や計画に反映する取組を推進します。
- 庁内の審議会等へのこども・若者委員の登用を推進し、こども・若者の意見を多様な施策等へ反映することを実現します。
- 市町と連携し意見聴取や反映に取り組むことで、県全体でのこども・若者の意見反映を促します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
【再掲】 人権啓発講座等参加人数	25,248人	30,000人
総合計画及び県分野別計画のうち、こども・若者の意見を反映させるために、必要な措置を講じて、意見聴取等を実施している計画の割合	26% (令和6年度)	100%
複数の方法でこども・若者の多様な意見の聴取を実施している市町数	16市町 (令和6年度)	毎年度35市町

1 社会参画や意見表明の機会の充実

① こども・若者に係る権利の普及啓発の促進

ア こどもの権利条約の普及啓発

(健康福祉部 こども政策課／教育委員会 教育政策課)

県内のこどもや若者に対し、こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)の趣旨や内容を周知します。

また、学校において、「こどもの権利」に対する教職員の理解を促進し、こどもの意見を表明する権利について周知します。

▼具体的な取組

- こどもをめぐる人権問題やこどもの権利条約について、県のホームページで周知し、わかりやすく説明
- 県内小中高等学校及び関係機関にチラシを配布
- 幼稚園・保育園等へのチラシを活用した周知の促進
- 私立学校、公立学校、こども・若者支援団体等へのチラシを活用した周知の促進
- 「人権教育の手引き」の活用や教員研修の実施により、こども・若者の自他の人権を大切に
にする態度や行動力を育成

イ 意見を表明する権利についての周知

(教育委員会 教育政策課)

学校において、「こどもの権利」に対する教職員の理解を図り、こどもの意見を表明する権利について周知します。

▼具体的な取組

- こども・若者の自他の人権を大切に
する態度や行動力を育成することの推進

ウ 人権啓発活動の実施【再掲】

(健康福祉部 地域福祉課)

人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

▼具体的な取組

- 法務省の地方委託を活用して、人権に対する理解を深めるための講演会の開催など、人権啓発活動を実施
- 企業や学校、地域、行政など幅広い団体が開催する人権啓発研修への講師派遣による(出前人権講座)人権意識の高揚

エ 人権教育の推進【再掲】

(くらし・環境部 県民生活課/教育委員会 教育政策課)

個人の尊厳を認め合う人間を育成するため、「自他の人権を大切にす態度や行動力の育成」を目標に、家庭、学校、社会等のあらゆる場において、人権教育の充実に努めます。

また、誰もが社会の中で尊重され、自由に活動でき、快適に暮らせる社会が共通の認識となるよう「心のバリアフリー」を促進していきます。

▼具体的な取組

- 人権教育における指導力向上のため、社会動向等新たな情勢も踏まえた担当者研修会の実施、「人権教育の手引き」の作成と配布
- 人権教育啓発のための指導方法の研究
- 人権教育の充実に向け、市町の人権教育活動を支援(市町人権教育連絡協議会の活動費の助成、人権啓発指導者養成講座、人権教育に関する調査、研究の実施)
- 小中学校を中心に、ユニバーサルデザインの理念や知識等を学ぶユニバーサルデザイン出前講座を実施

1 社会参画や意見表明の機会の充実

② こども・若者が意見を表明しやすい環境整備

ア こども・若者が意見を表明する機会の充実

(健康福祉部 こども政策課／教育委員会 社会教育課)

こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、ライフステージに応じて持つことが出来るよう、環境整備と気運の醸成に取り組みます。

▼具体的な取組

- 計画策定や施策の検討時等に、オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」やアンケート等、様々な手法を活用してこども・若者から意見を聴取し反映
- 県有施設、学校施設の建替え等を行う際の、こども・若者に対する意見聴取・反映

イ こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成

(健康福祉部 こども政策課・こども家庭課／教育委員会 社会教育課)

こども・若者が意見を言いやすい環境をつくるため、こども・若者の意見を引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等に取り組みます。

▼具体的な取組

- ファシリテーターの養成に係る研修等の実施

1 社会参画や意見表明の機会の充実

③ 審議会等へのこども・若者の委員登用の推進

ア こども・若者の庁内審議会等への登用

(健康福祉部 こども政策課)

こども施策の決定過程において、こども・若者の意見が反映されるよう、庁内の審議会等へのこども・若者委員の登用を推進します。

▼具体的な取組

- 庁内の審議会等の委員について、こども・若者委員の登用を推進
- こども・若者委員の意見を言いやすい環境づくりについての検討

1 社会参画や意見表明の機会の充実

④ 市町における取組促進

ア 「こえのもりしずおか」共同利用による意見聴取の実施

(健康福祉部 こども政策課)

県・市町が共同で「こえのもりしずおか」を活用し、多様なこども・若者の意見聴取を実施することで、県全体での意見聴取の推進に取り組めます。

▼具体的な取組

- オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」を活用し、県内市町と連携した意見聴取等の実施

イ 意見聴取の実施に係る市町への情報提供の実施

(健康福祉部 こども政策課)

県内市町からの相談に応じ、必要な情報を提供します。

▼具体的な取組

- 市町の意見聴取の取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくための、必要な支援
- 市町の先進的な取組を横展開し、県全体での意見聴取を推進

【第1】こども・若者の社会参画・意見反映

2 多様な声を施策に反映させる工夫

① 困難な状況にあるこども・若者の意見聴取の仕組みの構築と施策への反映

▼現状と課題

- 様々な困難な状況にあるこども・若者が、安心して意見を表明し、その意見が施策等に反映されるよう、十分な配慮や工夫をした上で、意見聴取を実施することが必要です。
- 地域におけるこども・若者の意見反映・社会参画の拠点として、多様な居場所を提供する民間団体等と連携することが必要です。
- 様々な社会課題の解決に取り組む若者が活動する団体等と連携することが必要です。

▼こども・若者の“こえ”

- 学校のアンケートだと正直に言えない部分があるから正確なデータ(こども・若者の本音)がとれないけど、こえのもりのアンケートをデータにしてくれれば、若者の本音が分かると思うので、こえのもりのアンケートをデータにするのは、とてもいいと思います。
- 人のことを知った気になって終わってしまうのではなく、しっかりとその人を知ろうとすることを大切にしていきたいですね。そのためにはまず自分を知ることが大切だと思います。一人ひとりをしっかりと見て知って欲しいです。
- こどもの気持ちがわかる大人が増えて欲しい。大人にこどもの頃大変だったことなどを覚えていて欲しい。

▼対応方針

- 様々な困難な状況にあるこども・若者が、安心して意見を表明し、意見を反映出来る仕組みを構築します。
- 多様な居場所を提供する民間団体等と連携し、居場所等での意見聴取を促進することで、困難な状況にあるこども・若者が安心して意見を述べる場や機会の創出に向けて取り組みます。
- こどもや若者の社会参画を進めることの意義を踏まえ、若者が主体となって活動する団体等との意見交換を行います。

▼各施策の数値目標

指標	現状値	目標値
意見表明等支援事業を利用できる こどもの割合	13% (令和6年度)	100% (令和8年度)



2 多様な声を施策に反映させる工夫

① 困難な状況にあるこども・若者の意見聴取の仕組みの構築と施策への反映

ア 困難な状況にあるこども・若者が意見を表明するための支援

(健康福祉部 子ども政策課・こども未来課・こども家庭課/
教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

様々な状況にあって困難な問題を抱えるこども・若者が、安心して意見を表明することができる場や機会を創出し、県としての意見聴取を実施します。

▼具体的な取組

- オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」を活用した、困難な状況にあるこども・若者の意見聴取の実施
- 児童養護施設等で生活するこどもを対象に、意見表明等支援員によるこどもの意見表明等支援の実施
- こども・若者の様々な悩みに個別に応じる合同相談会の参加者、家族に対するアンケート調査等の実施

イ 学校対象調査の実施

(教育委員会 教育政策課)

学校及び教員に加え、児童生徒を対象とした「学校対象調査」を実施するとともに、今後の教育活動の改善に向け、調査結果を教育施策へ反映します。

▼具体的な取組

- 学校、教員、児童生徒を対象とした「学校対象調査」の実施

ウ こどもの社会参画機会の提供を行う民間団体等との連携強化

(健康福祉部 こども政策課・こども未来課・こども家庭課)

児童館、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所を運営している団体等と連携して、困難な状況にあるこども・若者に対する意見聴取の実施を推進します。

▼具体的な取組

- 意見聴取に係る県からの情報提供
- こどもの居場所を利用するこどもへの意見聴取の実施
- こどもの居場所を運営する団体との意見交換

エ 若者が主体となって活動する団体等との連携強化

(健康福祉部 こども政策課・こども未来課・こども家庭課／教育委員会 社会教育課)

様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体等についての現状等を把握するとともに、活動を促進するための取組のあり方を検討します。

▼具体的な取組

- 意見聴取に係る県からの情報提供
- 若者が主体となって活動する団体との意見交換

第2 こども施策の共通の基盤となる取組

1 支援体制の構築・強化

- ① 県と市町、民間団体等が連携した各ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現
- ② 少子化対策の推進

▼現状と課題

- 教育・保育、福祉等関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図り、機能を強化する必要があります。
- 少子化対策(子ども・子育て支援施策)は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う施策が組み合わせられることで、より効果的なものとなります。

▼対応方針

- 教育・保育、福祉等関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、連携会議等を活用し、機能を強化するとともに、各種団体との意見交換を実施します。
- 国が進める「こども未来戦略」に呼応し、各施策を進めるとともに、地域の実情に応じた施策について、市町と連携しながら積極的に展開します。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」の参加団体との連携拡充企画の実施回数	1回	毎年度5回

1 支援体制の構築・強化

① 県と市町、民間団体等が連携した各ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現

ア 地域子育て支援拠点の充実【再掲】

(健康福祉部 こども未来課)

地域において子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の運営を支援することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。

▼具体的な取組

- 地域子育て支援拠点事業を実施する市町を支援
- 地域子育て支援拠点で従事する人材を養成する研修及び子育て未来マイスターの養成等、従事する職員の資質向上のための研修を実施

イ こども家庭センター設置の推進【再掲】

(健康福祉部 こども家庭課)

妊産婦、こどもやその家庭に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、市町における「こども家庭センター」の設置を推進します。

▼具体的な取組

- こども家庭センターの職員配置や組織体制の整備に関する助言等、こども家庭センター設置にむけた支援を実施
- こども家庭センター配置職員の専門性の向上等、人材育成を目的とした研修を実施

ウ 静岡県子ども・若者支援ネットワークを活用した関係団体との連携強化

(教育委員会 社会教育課)

教育・保健・医療・矯正・更生保護・雇用等の各分野の関係機関等のネットワークの連携強化を図り、困難を抱えるこども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

▼具体的な取組

- 困難な状況にあるこども・若者及びその家族を支援する機関相互の連携及び意見交換を実施

エ 切れ目ない相談支援体制の構築

(教育委員会 社会教育課)

福祉や医療等の関係機関・団体等と連携し、こども・若者や子育て当事者への支援強化体制を構築します。

▼具体的な取組

- 困難な状況にあるこども・若者等を、適切な相談機関へと繋げることができる体制の構築
- 相談機関連絡会議を定期的に行い、県内の相談機関の状況を把握するとともに、相談機関同士の情報交換等を実施

1 支援体制の構築・強化

② 少子化対策の推進

ア 市町と連携した少子化対策の推進

(健康福祉部 こども政策課)

効果的な少子化対策に関する優良事例の普及拡大を図り、県内全域で共有するとともに、地域の実情に応じた少子化対策を充実・強化するため、市町と連携した県独自の事業を実施していきます。

▼具体的な取組

- 結婚支援や若者・子育て世代の移住促進などの少子化対策事業を行う市町を支援
- 各市町ごとの少子化の要因等を分析した「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」を改訂し、市町の取組を支援
- 年度途中に入所する0歳から2歳児に対応するための保育士を、年度当初から配置する民間保育所・幼保連携型認定こども園を支援
- 0歳から2歳児までの乳幼児において、保育施設へのこどもの受入促進と保育の質の向上を図るため、乳幼児保育事業を実施する市町に対して助成
- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、こども医療費の公費負担を行う市町に対して助成

【第2】こども施策の共通の基盤となる取組

2

社会全体で、未来を担うこども・若者と子育て家庭を
応援するための意識改革・情報発信

- ① こども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運の醸成
- ② こども・若者や子育て当事者に必要な情報の発信

▼現状と課題

- 地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこども・若者や子育て当事者を応援するといった社会全体の気運を醸成する必要があります。
- こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続き等の簡素化等を通じた利便性の向上を図る必要があります。

▼こども・若者の“こえ”

- 今そもそも静岡県がどんな状態なのかわからないから、すぐ静岡県の情報が入ってくるようにしてほしい。情報が身近にあったほうが住んでいる人の意識が良くなると思う！
- 自分は将来結婚してこどもを持ちたいと思っています。子育て世帯に配慮した施設や設備が増え、社会全体として子育て世帯への理解が進むといいなと思います。
- こどもは社会で育てるという意識や制度がもっと広がると良いと思います。家庭は千差万別ですが、どんな子にも信頼できる大人のいる安全で安心な場所で育つ権利があると思います。個々の家庭への責任が大きいと、子を持ちたい人は減る一方なのではないでしょうか。

▼対応方針

- こども・若者や子育て当事者を社会全体で応援する気運を醸成し、社会全体で子育て当事者を支える意識の浸透を図ります。
- こども・若者や子育て当事者に必要な情報発信等を行い、切れ目のない支援の実現を図ります。

▼各施策の数値目標

指標	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
子育て当事者のうち、しずおか子育て優待カードを認知している割合	97.1%	毎年度100%
ふじさんっこ応援隊参加団体数	2,119団体	2,700団体



2 社会全体で、未来を担うこども・若者と子育て家庭を応援するための意識改革・情報発信

① こども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運の醸成

ア 「ふじさんっこ応援隊」への参加促進

(健康福祉部 こども未来課)

子育て当事者が、社会全体から応援されていることを実感できるよう「ふじさんっこ応援隊」への参加を促進します。また、地域で子育て支援を行う応援隊活動の参考となる、先駆的、特徴的な取組を行う団体等の周知を図ります。

▼具体的な取組

- 子育て支援ウェブサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」において、応援隊活動を情報発信
- 地域の子育て支援の先駆的、特徴的な取組を行っている団体・個人等の表彰及び情報発信

イ 「しずおか子育て優待カード」協賛店舗の拡充

(健康福祉部 こども未来課)

子育て当事者が、地域・企業・行政一体となって支援されていることを実感できるよう、優待カード協賛店舗を拡充するとともに、優待カードの利便性向上を図ります。

▼具体的な取組

- 地域の小売店や大手流通企業の協賛店舗の拡充
- スマートフォンを活用した、優待カードの利便性向上
- 「子育て優待カード協賛店舗検索システム」による協賛店舗の子育て応援サービスのPR

ウ 地域における子育て活動の推進

(健康福祉部 こども未来課)

子育て経験者が地域の子育て当事者を支援する取組を促進するとともに、こどもが地域の異年齢のこどもと触れ合い、社会の一員としての役割を学ぶ機会を創出します。

▼具体的な取組

- 子ども会活動等を通じ、こどもが地域の異年齢のこどもと触れ合う機会の創出
- 企業や子育て支援団体、NPOなど地域のあらゆる主体との協働により子育てを支援

Ⅱ 地域全体でこどもを育む環境の整備

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

教育を取り巻く課題が複雑化・多様化していることから、学校と地域住民等が連携した学校運営や活動の充実を図るとともに、こどもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを進めていきます。

▼具体的な取組

- コミュニティ・スクールに関わる協議会等の実施、研究協議会の開催
- 地域学校協働本部の設置の促進、活動支援
- 地域学校協働活動推進員養成講座、地域と学校の連携に対する研修実施
- 地域における居場所・学びの場に関わる支援者を対象とした研修会の実施
- 宿泊体験を含む様々な体験活動や異学年・異世代との交流の場を実施する団体を支援

2 社会全体で、未来を担うこども・若者と子育て家庭を応援するための意識改革・情報発信

② こども・若者や子育て当事者に必要な情報の発信

ア こども・若者や子育て当事者への情報発信の強化

(総務部 広聴広報課/健康福祉部 こども未来課・こども家庭課/経済産業部 産業人材課)

こども・若者に関連のあるイベントや、出会いから子育てまでの切れ目のない支援に係る情報発信、仕事と育児等を両立できる職場環境づくりを進めるための、企業における多様な働き方の情報発信等、こども・若者や子育て当事者への情報発信を推進します。

▼具体的な取組

- 県公式 SNS を活用した県内情報のタイムリーな発信、県公式 SNS の周知・フォローの呼び掛けの実施
- ステップしずおかきっず(こども向けホームページ)を活用した、県情報の紹介
- 子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」により、県内の子育て支援情報を一元的に情報発信
- 相談窓口や経済的支援のほか、子育て・生活支援、就職支援などの、ひとり親家庭に対する情報発信
- 静岡県ダイバーシティ経営企業表彰の実施による、多様な働き方を実践している企業の情報発信

イ こども・若者に対する総合支援窓口等の情報発信

(教育委員会 教育政策課・社会教育課)

こども・若者が、いつでも相談窓口につながる事ができるよう、個々に抱える悩みや困り事に対し、適切な相談窓口を検索できる「なやみ相談ナビ『はなそっと』」についての情報発信を推進します。

▼具体的な取組

- 市町教育委員会や県立高校を通じた周知促進の実施
- こども・若者支援団体等への情報発信
- 「なやみ相談ナビ『はなそっと』」の開設及び相談窓口の担当者間で共有するための「関係機関リスト」を作成

第3 施策の推進体制等

1 社会全体での取組推進

社会全体で、こども・若者をライフステージを通じて切れ目なく支援するためには、行政はもとより、家庭、地域、県民、職場等の全ての主体が、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取組を進めていくことが重要です。

(1) 社会の構成員それぞれの役割

ア 家庭

家庭は、子育てに関する第一義的責任を有する最も基本的な生活基盤です。こどもの目線に立ち、常にこどもにとっての最善の利益を優先するとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を身に付けるように、育てる役割が期待されています。

イ 地域

地域は、こども・若者の社会性や自主性が養われる場です。子育て家庭にとって、身近な場であることから、互いに支え合いながら、こども・若者の健全な成長を見守り、育むという役割が期待されています。

ウ 学校等

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等は、それぞれの施設における日常生活の中で、こどもたちが多くの時間を過ごす場所であり、幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の教職員、友達等とのふれあいを通じて、社会性や豊かな感性、健やかな心身を育むという役割が期待されています。

エ 職場

職場は、子育て中の就業者が、多様な勤務形態の選択や労働時間の短縮等、仕事と家事・育児のバランスがとれるよう、子育てしながら働きやすい職場環境づくりを進めることが期待されています。

オ 県民

県民は、こども・若者が社会生活の中で大人の振る舞いを吸収して日々成長していくことを改めて認識し、こども・若者のより良い育ちの実現に資するよう、常にこども・若者の模範として振る舞うことが期待されています。

(2) 行政の役割

ア 市町

市町は、幼児期の学校教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する住民サービスの実施主体として、こどもの最善の利益の実現に向けて、子どもと子育て家庭を支援する役割を担っています。

イ 県

県は、広域的観点から施策を推進するとともに、市町が実施する子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援が円滑に進むよう、制度面での改善点などを国に対して伝え、要望していく役割を担っています。

ウ 国

国は、子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する制度上の問題点に対して、制度設計を行う立場から、各般の措置を講じる役割を担っています。

2 県の推進体制

(1) 静岡県子ども・若者施策推進本部

本計画を着実に推進するためには、関係部局間の連携の下、横断的に取り組んでいくことが必要となります。

このため、副知事を本部長とする「静岡県子ども・若者施策推進本部」を設置し、関係部局間の連携を図り、全庁を挙げて効果的に施策を推進します。

(2) 静岡県子ども・若者施策推進協議会

本計画の関係施策が適切かつ円滑に行われるためには、医療、保健、福祉、教育等に関する業務を担う関係機関相互の連携の確保が必要となります。

このため、子ども・若者、子育て当事者及びその支援者を委員とする「静岡県子ども・若者施策推進協議会」を設置し、各分野の有識者からの専門的な意見・助言の下、全県を挙げて効果的に取組を推進します。

(3) 静岡県総合計画との関係

静岡県では、令和4年3月に策定した「静岡県の新ビジョン富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり後期アクションプラン」において、県民幸福度の最大化を目指し、その目指すべき姿の具体的なイメージの一つとして「自分が望む数の子どもを生み育てられる社会に」を掲げ、その現状を確認するための基準として、「合計特殊出生率の向上」を位置付けています。

また、目指すべき姿実現のための政策としては、「子どもが健やかに学び育つ社会の形成」「“才徳兼備”の人づくり」「誰もが活躍できる社会の実現」等の推進を掲げています。これは、本プランが基本理念と基本方針のもとに目指す社会の姿と一致しており、新ビジョンに掲げる目標の達成に向けて、分野別計画となる本プランにおいて、実行性の高い取組を着実に推進していきます。

第4 数値目標(指標)の設定と進捗管理

1 数値目標(指標)の設定

(1) 数値目標(指標)の設定

基本理念の下、目指すべき社会の実現に向けて施策を展開していくため、P.211～P.217のとおり数値目標(指標)を設定して本計画に掲げた施策を推進していきます。

第一に、基本理念の実現のために、こども・若者、子育て当事者の主観的評価に基づく数値目標(指標)を設定します。こども・若者、子育て当事者等の一人ひとりの幸福感を重視する「ウェルビーイング」視点を取り入れ、計画全体としての取組の進捗状況を当事者目線で評価していきます。

第二に、第4章・第5章で示した各取組(施策)ごとの進捗を客観的に評価するための指標を設定します。基本理念の実現、基本方針の実現に向け、本計画に掲げる具体的な施策の進捗状況について、取組実績を基に評価することで、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を正しく把握していきます。

2 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗状況の点検及び評価

本計画に掲げる施策の実施状況については、各年度、点検及び評価を実施し、こども基本法第13条第3項に規定する、こども施策に係る事務の実施に係る協議会及び連絡調整を行うための協議会として位置付けられている「静岡県こども・若者施策推進協議会」において報告します。

また、同法第11条の規定のとおり、こども施策を評価するに当たり、当該こども施策の対象となるこども・若者、子育て当事者等からの意見聴取を実施します。

なお、数値目標の進捗状況等については、毎年度、県のホームページで公表します。

(2) 計画の見直し

今後の社会情勢の変化や国の動向、市町における子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画期間内であっても適宜計画内容の見直しを行います。

▼基本理念の実現のための数値目標(主観的評価)

指標 (出典、調査機関等)		現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	関係する 基本方針
1	大人や社会が自分の意見を聴いてくれている と思うこども・若者の割合 (県こども政策課調査)	41.9%	70.0%	基本方針1
				基本方針2
2	自分の将来に対する夢や希望を持っていると 答えたこども・若者の割合 (県教育委員会「学校対象調査」、県こども政策課調査)	72.3%	毎年度90%	基本方針3
				基本方針4
3	子育てが社会から応援されていると思う県民 の割合 (県こども政策課調査)	35.4%	70%	基本方針3
				基本方針5

<計3指標>

▼各施策の数値目標(客観的評価)

施策体系	指標 (出典、調査機関等)	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
第4章 第1 ライフステージを通じた施策	1 人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	小 99.0%	毎年度100%
		中 97.6%	
	高 90.8%		
	特 100%		
	人権啓発講座等参加人数 (県人権同和对策室集計)	25,248人	30,000人
	2 青少年指導者の級位認定者数 (県教育委員会社会教育課調査)	認定者数 1,344人	認定者数 1,800人
	児童生徒が「土・日曜日や夏休み、冬休み等に 「自然体験」又は「野外活動」をしたことがある」と答えた割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	小 38.2%	毎年度
	中 22.0%	小 40%	
	高 18.8%	中 25%	
	特 31.3%	高 20%	
		特 35%	
	2 栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児・ 児童・生徒の割合 (県教育委員会「朝食摂取状況調査」)	幼児 42.8%	幼児 55.0%
		小6 46.0%	小6 55.0%
		中2 41.5%	中2 55.0%
		高2 42.6%	高2 55.0% (R17年度)
	中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、 高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル以上 の英語力を達成した中高生の割合 (文部科学省「英語教育実施状況調査」)	中 36.3%	中 50.0%
		高 55.7%	高 60.0%

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

施策体系		指標 (出典、調査機関等)	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11 年度)
第4章 第1 ライフステージを通じた施策	2	外国人児童生徒等に対して必要な支援が実現できている学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	小 89.9% 中 95.7% 高 100%	毎年度100%
		SNSを通じた「やさしい日本語」による情報発信件数 (県多文化共生課調査)	112件	120件
		固定的な性別役割意識にとらわれない男性の割合 (男女共同参画課調査)	60.7%	80% (令和7年度)
	3	プレコンセプションケアに関する講演会参加者数 (県こども未来課調査)	58人	80人
		4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数(人) (厚生労働省「人口動態統計」)	51.5人	毎年度 45人以下
		産婦健康診査受診率 (こども未来課調査)	89.9%	100%
		包括的な支援体制の整備を行った市町数 (県福祉長寿政策課調査)	14市町 (R6年度)	35市町 (R10年度)
		小児がん拠点病院及び小児がん連携病院の数 (県疾病対策課調査)	4	4
	4	生活保護世帯のこどもの高等学校進学率 (厚生労働省「就労支援等の状況調査」)	86.5%	93.7% (R7年度)
		公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの配置人数 (県教育委員会教育政策課・高校教育課調査)	小中 54人 高 14人	小中 60人 高校 14人
		ひとり親サポートセンターによる就職率 (県こども家庭課調査)	32.1%	55.0%
		就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 (県地域福祉課調査)	36.3%	50.0%
	5	重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数 (県障害福祉課調査)	236人	毎年度125人 (R7年度)
		発達障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数 (県障害福祉課調査)	1,675人	毎年度200人 (R7年度)
		新生児聴覚スクリーニング検査受検率 (県こども家庭未来課調査)	97.9%	100%

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

施策体系		指標 (出典、調査機関等)	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
第4章 第1 ライフステージを通じた施策	5	特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成されている人数の割合 (文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」)	幼 96.1% 小 95.8% 中 95.0% 高 64.2%	100% (R 7年度)
		居住地域の小・中学校との交流を行った特別支援学校の児童生徒数 (県教育委員会特別支援教育課調査)	1,078人	1,500人
		障害者雇用率 (静岡労働局集計公表)	2.37%	2.7% (R 7年度)
		特別支援学校高等部生徒の進路選択のための実習先数 (県教育委員会特別支援教育課調査)	1,954箇所	1,930箇所
		障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数 (県障害者政策課調査)	281団体	340団体 (R 7年度)
	6	虐待による死亡児童数 (こども家庭課調査)	0人	0人
		里親登録者数 (県こども家庭課調査)	378組	409組
		里親等委託率 (県こども家庭課調査)	3歳未満 23% 3歳以上の就学前 48% 学童期以降 27%	3歳未満 67% 3歳以上の就学前 59% 学童期以降 48%
		子育て短期支援事業実施市町数 (県こども家庭課調査)	21市町 (R 6年度)	33市町
		18歳以上のヤングケアラーへの支援体制構築済市町数 (県こども家庭課調査)	17市町 (R 6年度)	全市町
	7	自殺による死亡者数 (厚生労働省「人口動態統計」)	609人	450人未満 (R 9年度)
		ゲートキーパー養成数 (県障害福祉課調査)	累計70,638人	累計86,000人 (令和9年度)
		情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	小 100% 中 100% 高 99.1% 特 94.9%	毎年度100%
		通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率 (箇所数) (県道路整備課調査)	82% (341箇所)	100% (413箇所) (R10年度)
		静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者数 (県危機情報課調査)	31,309人	毎年度30,000人
		依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数 (県障害福祉課調査)	累計122人 (R 4～5年度)	累計316人 (R4～R 7年度)
		薬物乱用防止講座未実施校数 (県薬事課調査)	0校	0校

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

施策体系		指標 (出典、調査機関等)	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
第4章 第2 ライフステージ別の施策	(1) 1	産後、助産師等からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合 (厚生労働省母子保健課「健やか親子21(第2次)」の指標に基づく乳幼児健康診査必須項目調査)	91.3% (R4年度)	100%
		【再掲】包括的な支援体制の整備を行った市町数 (県福祉長寿政策課調査)	14市町 (R6年度)	35市町 (R10年度)
	(1) 2	保育所待機児童数 (こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」)	16人	0人
		保育士養成施設における入学定員充足率 (県こども未来課調査)	64.5%	77.6%以上
		しずおか保育士・保育所支援センターによる就職率 (県こども未来課調査)	9.5% (R5年度)	12%
		幼児教育施設の保育者と小学校等の教員の合同研修を実施した市町数 (県こども未来課調査「市町幼児教育調査」)	28市町	33市町
	(2) 1	学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりできていると答える児童生徒の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	小86.4% 中87.8%	毎年度90%
		【再掲】特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成されている人数の割合 (文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」)	幼 96.1% 小 95.8% 中 95.0% 高 64.2%	100% (R 7年度)
		【再掲】居住地の小・中学校との交流を行った特別支援学校の児童生徒数 (県教育委員会特別支援教育課調査)	1,078人	1,500人
		授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合 (文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)	78.0%	100%
		コミュニティ・スクールを導入した学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	小中 71.3% 高 53.4% 特 100%	100%
		未来を切り拓くDream授業参加者数 (県総合教育課調査)	30人	毎年度30人
		学校の体育以外での1週間の運動時間 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5男子 497分 女子 293分 中2男子 706分 女子 522分	小5男子 510分 女子 330分 中2男子 850分 女子 650分

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

施策体系		指標 (出典、調査機関等)	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11 年度)
第4章 第2 ライフステージ別の施策	(2) 1	児童生徒における肥満傾向児（小学5年生）の割合（県教育委員会「学校保健統計調査」）	11.9%	減少 (R17 年度)
		学校保健計画に位置付けたがん教育を実施した小学校・中学校・高等学校の割合（県教育委員会「静岡県学校保健活動実態調査」）	51.1% (R 4年度)	100%
		管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設（病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く）の割合（県健康増進課「給食施設実態調査」）	76.1%	78% (R17 年度)
		多忙化解消に向けた研究成果を活用した学校の割合（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」）	小 92.8% 中 95.2%	小100% 中100%
		静岡県教職員人材バンク登録者数（県教育委員会義務教育課調査）	1,843人	3,350人
	(2) 2	こどもの居場所がある小学校区の割合（県こども家庭課「こどもの居場所実態調査」ほか）	53.7% (R 6年度)	100%
		放課後児童クラブ待機児童数（こども家庭庁「放課後児童クラブ実施状況調査」）	674人	0人
		放課後児童支援員の養成者数（県こども未来課調査）	442人	毎年度470人
	(2) 3	【再掲】プレコンセプションケアに関する講演会参加者数（県こども未来課調査）	58人	80人
	(2) 4	インターンシップを実施した高等学校の割合（文部科学省「インターンシップの実施状況等調査」）	83.5%	100%
		「キャリア・パスポート」を利用して指導した学校の割合（文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」）	89.0%	毎年度100%
		WAZAチャレンジ教室参加者数（県職業能力開発課調査）	2,304人	2,400人 (R7 年度)
		現場体感見学会・出前講座実施学校数（県建設業課調査）	25校	毎年度20校 (R7 年度)
	(2) 5	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数（県教育委員会社会教育課調査）	1,515件	毎年度1,250件
		公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールカウンセラーの人数（県教育委員会義務教育課、高校教育課調査）	小中 144人 高 37人	小中 169人 高 45人

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

施策体系		指標 (出典、調査機関等)	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11 年度)
第4章 第2 ライフステージ別の施策	(2) 6	校則の点検や見直しをした学校の割合(隔年調査) (県教育委員会高校教育課調査)	96.3%	100%
		教員の体罰・不適切な言動に係る懲戒処分件数 (県教育委員会総務課調査)	6件	0件
	(2) 7	公立高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの人数 (県教育委員会高校教育課調査)	14人	14人
	(3) 1	農林環境専門職大学等の卒業生のうち農林業関連分野への就業者の割合 (県農業ビジネス課調査)	81.4%	85.0% (R 7年度)
	(3) 2	しずおかジョブステーション登録者の進路決定率 (県産業人材課調査)	32.5%	42.2% (R 7年度)
	(3) 3	ふじのくに出会いサポートセンター成婚件数 (県こども政策課調査)	30件	毎年度30件
	(3) 4	【再掲】「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数 (県教育委員会社会教育課調査)	1,515件	毎年度1,250件
ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数 (県障害福祉課調査)		968人	1,150人 (R7年度)	
第4章 第3 子育て当事者への支援に関する施策	2	子育て未来マイスターが在籍している地域子育て支援拠点の割合 (県こども未来課調査)	53.1%	100%
		こども家庭センター設置市町数 (県こども家庭課調査)	19市町 (R 6年度)	33市町
		保護者向けの家庭教育支援活動を実施した園・学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	80.5%	毎年度 80%
		人づくり地域懇談会参加者数 (県総合教育課調査)	22,835人	毎年度20,000人
	3	一般労働者の年間総実労働時間(5人以上事業所) (厚生労働省「毎月勤労統計調査」)	1,984時間	2,006時間以下 (R 7年度)
		男性の育児休業取得率 (県産業人材課「雇用管理状況調査」)	27.8%	78.0%

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

施策体系		指標 (出典、調査機関等)	現状値 (R 5年度)	目標値 (R11年度)
第4章 第3	3	仕事と子育て・介護との両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合 (県産業人材課「職場づくりアンケート」)	90.3%	95.0% (R 7年度)
		事業所の管理職に占める女性の割合 (県産業人材課調査)	係長 22.3% 課長 16.4% 部長 13.8%	係長 30% 課長 18% 部長 12% (R7年度)
	4	母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度の割合 (県こども家庭課「ひとり親家庭生活実態調査」)	59% (R 6年度)	90%
		【再掲】ひとり親サポートセンターによる就職率 (県こども家庭課調査)	32.1%	55.0%
		ひとり親あしんLINEの登録者数 (県こども家庭課調査)	3,089人	6,800人
		養育費の取決めをした人の割合 (法務省調べ)	59.6%	70%
	第5章 第1	1	【再掲】人権啓発講座等参加人数 (県人権同和对策室集計)	25,248人
総合計画及び県分野別計画のうち、こども・若者の意見を反映させるために、必要な措置を講じて、意見聴取等を実施している計画の割合 (県こども政策課調査)			26% (R6年度)	100%
複数の方法でこども・若者の多様な意見の聴取を実施している市町数 (県こども政策課調査)			16市町 (R6年度)	毎年度35市町
2		意見表明等支援事業を利用できるこどもの割合 (県こども家庭課調査)	13% (R6年度)	100% (R8年度)
第5章 第2	1	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」の参加団体との連携拡充企画の実施回数 (県教育委員会社会教育課調査)	1回	毎年度5回
	2	子育て当事者のうち、しずおか子育て優待カードを認知している割合 (県広聴広報課「県政インターネットモニターアンケート」)	97.1%	毎年度100%
		ふじさんっこ応援隊参加団体数 (県こども未来課調査)	2,119団体	2,700団体

<計93指標(再掲含む)>

第5 市町との連携

1 市町計画との関係

(1)市町こども計画の策定

こども基本法第10条第2項において、市町はこども大綱及び県こども計画を勘案して、当該市町におけるこども施策についての計画「市町こども計画」を定めるよう努めるものとされています。

市町に対し、国の動向等に係る情報を十分に共有するとともに、県こども計画(本プラン)の策定に係る情報や計画策定過程におけるこども・若者への意見聴取に係る情報等を適切に提供するほか、各種研修等の開催を通じ、市町こども計画の策定を支援します。

(2)市町子ども・子育て支援事業計画との関係

市町が市町計画に基づいて実施する、幼児期の教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援が円滑に進むよう、県は本計画に基づき、市町に対し助言や情報提供を実施するとともに、制度面での改善点など、国に対して伝え、要望するなど、必要な支援を行います。

2 施策推進等に係る連携

(1)地域子ども・子育て支援事業の推進

市町は、子ども・子育て支援家庭を対象に、市町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援法第59条で規定されている「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。(P.263～264)

県では、これらの事業が円滑に実施できるよう、助言・援助等必要な支援を行います。

(2)こども・若者の意見聴取における協働

県・市町が共同でオンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」を活用した意見聴取を実施することで、県全体でこども・若者の意見聴取の推進に取り組みます。多様なこども・若者から意見を聴取し、各種施策への反映を実現していきます。

併せて、市町独自の意見聴取の取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、市町におけるこども・若者への意見聴取に対し必要な支援を行うとともに、先進的な取組を横展開するなど、県全体での取組の充実を図ります。